

つくば市議会個人情報保護に関する条例の一部改正の概要

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられたため、引用する条文にも繰下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

その他の改正は、字句の整理によるもの。

3 施行日

公布の日からとする。ただし、第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の表第38条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日からとする。